

# 水生植物刈取船運用委託業務

一 般 競 争 入 札

入 札 説 明 書

令和6年4月

福島県 生活環境部 水・大気環境課

この入札説明書は、水生植物刈取船運用委託業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

## 2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 水生植物刈取船運用委託業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項、第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 従事する者に、小型船舶免許（2級以上、2名）、玉掛技能講習修了証（小型船舶免許所持者と別の者、1名）を所持している者がいること。

## 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和6年4月24日（水）から5月10日（金）まで（土曜、日曜、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、5(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、配達証明とし、令和6年5月10日（金）午後5時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときは、入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合があるので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務経歴書（様式1-1）

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。
- (3) 入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和6年5月17日（金）以降、入札者に対して通知する。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県生活環境部水・大気環境課

電 話 024-521-7258

F A X 024-521-7927

電子メールアドレス mizutaiki@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 入札説明書及び入札関連資料の配付期間

令和6年4月24日(月)から5月10日(金)まで(土曜、日曜、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、210円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、5(1)に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県生活環境総務課のホームページからダウンロードして入手することができる。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和6年5月22日(水)午後1時30分

場 所 生活環境部会議室(県庁西庁舎10階)

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書(様式3)は、入札当日持参すること。  
(2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は不可とする。  
(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者印の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人は委任状(様式4)を持参すること。

- (4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5(3)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。  
(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条

第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を5(3)に掲げる日時及び場所に持参すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号(別記)いずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書(様式5)、業務実績証明書(様式5-1)、業務実績証明願(様式5-2)により5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、5(3)に掲げる日時までに5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 入札及び開札は5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)(入札者が本書を持参すること。)
  - イ 委任状(様式4)・・・代理人出席の場合
  - ウ 県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書・・・入札者で入札保証金を納付する者
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合、1回に限り直ちにその場で再度入札に付することができるものとする。

## 9 入札者に要求される事項

4(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書(様式3)を提出することを原則とするが、10(3)に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式4)を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送をもって入札書(様式3)を提出することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合

した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 1.1 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

### 1.2 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 郵便による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印のほか、様式に定める記載事項を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 1.3 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

#### 1 4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

#### 1 5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して10日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が15(1)に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

#### 1 6 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

#### 1 7 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6）により、説明を求めることができる。  
質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により回答するほか、福島県生活環境総務課のホームページに掲載する。  
受付期間 令和6年4月24日（水）から4月30日（火）まで  
受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参  
受付場所 5(1)に掲げる場所  
回答予定日 令和6年5月8日（水）
- (2) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。  
ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡  
イ 第三者への配付を目的とした本説明書の複写  
ウ 第三者への本説明書複写物の配布

#### 1 8 当該契約に関する事務を担当する課

5(1)に同じ。

(別記)

福島県財務規則（福島県財務規則第 17 号）抜粋

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(18)まで（略）

以下略

(入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)から(4)まで（略）

2 （略）